## 記者発表資料

令和6年3月8日九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札における参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 有限会社松本建設

業 者 の 住 所:福岡県朝倉郡筑前町依井1409-3

2. 指名停止措置期間:令和6年3月8日 ~ 令和6年4月7日

<u>(1ヵ月)</u>

3. 指名停止措置の範囲: 九州地方整備局管内

4. 事実概要

有限会社松本建設は、福岡県発注工事において、同社の主任技術者が地上約6mの高さから転落、負傷し、4日以上休業する事故が発生していたにもかかわらず、所轄の久留米労働基準監督署長に法令が定める報告書を提出しなかった。

これにより、同社及び同社代表者に対し、福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令があり、令和5年12月12日、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる有限会社松本建設が労働安全衛生法違反により罰金刑を科されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第2第15号(下記参照)に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

## <措置要領別表第2>

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し 不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

## <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)

代表:092-471-6331

総務部契約課長 小柳 康孝 (内線 2511)

(契約課直通: 16092-476-3509)

港湾空港関係

総務部契約管理官 坂本 起朗 (内線 290)

(経理調達課直通: 16.092-418-3345)